

投資信託自動けいぞく（累積）投資規定

（規定の趣旨）

第1条 この規定は、お客様（以下「申込者」といいます。）が、株式会社肥後銀行（以下「当行」といいます。）の選定した投資信託の中から（以下、「指定投資信託」といいます）、買付代金にあてるための申込者による払込金のほか、当行が申込者に代わって受領した当該投資信託の収益分配金を、申込者による当該投資信託の累積投資取引（当行が申込者からお預りした金銭を対価として、あらかじめ定められた有価証券を定型的かつ継続的に取得していただく取引をいいます）に係る口座（以下、「自動けいぞく（累積）投資口座」といいます）に繰入れてお預りし、その全額をもって、当該投資信託の目論見書に記載するところにより、当該投資信託の買付を行う取引をいいます。当行はこの規定にしたがって、累積投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

（申込方法）

第2条 申込者は指定投資信託の中から、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することによって契約を申込むものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとします。この場合には、当該投資信託の累積投資取引の委任に関する契約が締結され、当該投資信託の自動けいぞく（累積）投資口座が開設されます。ただし、すでにほかの累積投資において契約が締結されているときは、1回目の払込金の払込みをもって契約の申込が行われたものとします。

- 2 前項ただし書きにもとづき、口座を設定した場合には、自動けいぞく（累積）投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付します。

（金銭の払込み）

第3条 申込者は自動けいぞく（累積）投資口座を設定した指定投資信託の買付けにあてるため、1回の払込みにつき、当該投資信託の目論見書の最低申込単位等の条件を満たした金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託のうち、別に定める非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款に定める非課税累積投資契約に基づき、お客様が、非課税口座に設けられた累積投資勘定で行う取引（以下「つみたてNISA」といいます。）で

の取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行ホームページに掲載するものとします。

なお、1回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものとし、2回目以降は随時払込むものとしたします。なお、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款により、お客様がつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

(買付時期・価格)

第4条 当行は申込者から指定投資信託買付けの申込があったときは、当該投資信託の目論見書に記載するところ（記載がない場合は当行所定の方法）により、遅滞なく当該投資信託の買付けを行います。

- 2 前項の買付価額は買付日の価額に所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。
- 3 買付けられた指定投資信託の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

(記載または記録)

第5条 この契約により買付けられた指定投資信託はすべて当行において投資信託受益権振替決済口座へ記載または記録いたします。投資信託受益権振替決済口座の取扱については、別に定める「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に従うものとします。

(果実の再投資)

第6条 前条の記載または記録にかかる指定投資信託の果実は、申込者に代わって当行が受領のうえ、当該申込者の自動けいぞく（累積）投資口座に繰入れ、その全額をもって当該投資信託の目論見書に記載するところに従い買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。

(返還)

第7条 当行は、この契約にもとづく指定投資信託について、申込者からその返還を請求されたときは当該投資信託の目論見書の記載するところに従い換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の価額は、当該投資信託の目論見書の記載するところによるものといたします。

- 2 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。

(解約)

第8条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- (1)申込者から解約の申し出があったとき。

- (2) 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - (3) この契約にかかる本ファンドが償還されたとき。
 - (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
 - (5) 自動けいぞく（累積）投資口座を設定した指定投資信託について、一定期間残高がないとき。
- 2 この契約が解約されたとき、前項（5）の場合を除き、当行は遅滞なく記録または記載中の指定投資信託を第7条に準じて、申込者に返還いたします。

（申込事項等の変更）

第9条 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きにより、遅滞なく当行に届出いただきます。

- 2 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

（その他）

第10条 当行はこの契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

- 2 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
- (1) 届出印の押捺された所定の手続きにより、この契約に基づく指定投資信託返還代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく指定投資信託返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく指定投資信託の買付けもしくは指定投資信託返還代金の金銭の返還が遅延した場合。
- 3 この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- 4 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 5 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。
- 6 この契約について、当行が届出のあった名称、住所にあてて通知又はその他の書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

以上